

熊本地震に伴う被災者受け入れ支援一覧

連番	区分	対象	支援内容	支援期間(予定)	受付窓口 (電話番号)
1	生活支援1	全世帯	市営住宅で被災者を受け入れます。	平成29年3月31日まで	住宅課 (0985-21-1804)
2		公営住宅入居者	本市所在の公営住宅(市営住宅、県営住宅、県職員宿舎・教職員住宅)に入居された世帯に対し、生活支援のための一時金(5万円)を支給します。	平成29年3月31日まで	生活支援一時金給付室 (福祉総務課) (0985-21-1754) 本庁4階
3		全世帯	公営住宅や民間の施設等に避難されてきた方へ、救援物資(毛布・タオルケット・緊急セット等)を支給します。	平成29年3月31日まで	生活支援一時金給付室 (福祉総務課内 日赤宮崎市地区) (0985-21-1885)
4		小・中学生	被災した児童生徒への教科書無償給与、就学援助の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、速やかに弾力的な対応をいたします。	地震が落ち着いて、ある程度復旧がなされるまで	学校教育課 (0985-21-1833)
5		公営住宅入居者	被災者で市内の公営住宅等(市営住宅、県営住宅、県職員宿舎・教職員住宅)に一時的に入居された方の水道料金、下水道料金を免除します。	平成29年3月31日まで	上下水道局料金センター (0985-60-6500)
6	生活支援2	高齢者	宮崎市へ避難してきた70歳以上の高齢者について、3ヶ月の居住要件を緩和し、転入後速やかに「敬老バス事業」の対象者とします。	平成29年3月31日まで	長寿支援課 (0985-21-1773) 本庁5階
7		高齢者	宮崎市へ避難してきた65歳～69歳の高齢者について、3ヶ月の居住要件を緩和し、転入後速やかに「悠々バス事業」の対象者とします。	平成29年3月31日まで	長寿支援課 (0985-21-1773) 本庁5階
8		乳幼児	認可保育所等への入所を支援します。 家屋の損害状況により保育料の免除を行います。 (半焼・半壊：半額免除 全焼・全壊：全額免除)	平成29年3月31日まで	子ども課 (0985-21-1774)
9		乳幼児	公立保育所での休日保育、一時保育事業を実施します。 家屋の損害状況により利用料の免除を行います。 (半焼・半壊：半額免除 全焼・全壊：全額免除)	平成29年3月31日まで	子ども課 (0985-21-1774)
10		妊婦	妊婦健康診査の受診券を交付します。 母子健康手帳を交付します。 妊婦子宮頸がん検診の受診を支援します。	平成29年3月31日まで	健康支援課 (0985-29-5286)
11		乳幼児	乳幼児健診の受診を支援します。		
12		公営住宅入居者	公営住宅入居世帯(被災者)へ指定ごみ袋を支給します。 また、ごみ分別指導をいたします。	平成29年3月31日まで	環境業務課 (0985-21-1762)
13	高齢者	市内の老人福祉施設で被災者を受け入れます。 (高齢者世帯で在宅生活の困難な方など、身体状況等に応じて対象施設の情報提供を行うもの)	平成29年3月31日まで	長寿支援課 (0985-21-1773) 本庁5階	
14	サービス	全世帯	宮崎市へ避難して来られた方は、下記の温泉施設を無料で利用いただけます。(入浴無料券を準備しています。) ・宮崎市石崎の杜鯨鯨館 ・高岡温泉やすらぎの郷 ・宮崎市自然休養村センター 入浴無料券について * 公営住宅に入居された方には、生活支援一時金申請窓口でお渡しします。 * 公営住宅以外に避難された方は、お手数ですが、右欄の受付窓口にご連絡ください。	平成29年3月31日まで	文化スポーツ課 (0985-21-1835) 森林水産課 (0985-21-1919) 高岡地域総務課 (0985-82-1111) 観光戦略課 (0985-21-1791)